

#	分類	業務名	質問	回答	掲載日
1	機能別連携仕様	全業務	機能別連携仕様（住民基本台帳）_Outputの連携ID：001o005、001o006について、連携先の業務によってOutput項目が異なる。 住民記録システムとしては、各業務のOに従い各業務毎にレイアウトを作成するのか。それともレイアウトは同一なのか。 また、レイアウトが同一である場合、Oの記載がない業務についてはNULLとして出力されるのか。	地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書【第2.0版】に記載のとおり、Output時の連携データレイアウトは連携ID単位で同一です。 そのため、出力するデータ項目に「O」が記載されているかに関わらず住民基本台帳からは定義されているデータ項目が全て出力されますが、連携先の各業務で取り込む必要があるデータ項目は「O」が記載されているもののみになります。 また、Oの記載がない連携先の業務についても連携データレイアウトに定義される項目は、連携元の業務が全てのデータ項目を出力することを想定しております。 連携元の業務が、全ての業務の連携先の業務の連携レイアウトを作成することは合理的ではないことから、上記規定としております。 (参考) 地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書【第2.0版】 3.2 機能別連携仕様 (2) 各カラムの説明 ① 連携 ID (略) 複数の標準準拠システム等に対して提供する場合も、データレイアウトは連携 ID ごとに同一である	2023/5/31
2	機能別連携仕様	全業務	連携方法でAPI連携とファイル連携どちらにも○が記載されていないものがある。	以下のとおり、外部システムとの連携については、どちらも「○」が記載されません。 (参考) 地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書【第2.0版】 3.2 機能別連携仕様 (2) 各カラムの説明 ⑬API連携 ⑭ファイル連携 (略) ただし、外部システムとの連携については、外部システムのインターフェース仕様に準ずることから、「○」は記載しない。	2023/5/31
3	機能別連携仕様	全業務	原則ファイル連携の規定に変わっているが、経緯を知りたい。 また、住民異動情報等は即時性が求められる連携であるが、ファイル連携が妥当なのか。	共通機能等技術要件検討会において、ベンダより様々なご意見（※1）をいただき、令和7年度までにおいて、庁内データ連携は「ファイル連携」を基本とし、「API連携」はAPIによる連携が必要となる一部の連携（※2）のみに限定する方針としました。 なお、即時性が求められる連携をAPI連携の対象とすることも検討しましたが、短い周期でファイル出力を監視することにより、技術的に即時連携の対応が可能であることからAPI連携の対象とはしていません。 (※1) API連携の場合にPUSH連携の規定がない、ベンダの実装コストの増大等技術的課題のご意見 (※2) リクエスト側のデータの提供を起点として、それに対するレスポンス結果を用いてオンライン処理が必要となる連携	2023/5/31
4	機能別連携仕様	全業務	副本登録に関する情報のOutput先が、業務によって中間サーバになっているものと団体内統合宛名機能になっているものがあるように感じられますが、統一しなくてよいのでしょうか？	標準仕様書間の横並び調整方針「7. 団体内統合宛名番号に関すること」に記載のとおり、団体内統合宛名を経由して中間サーバと連携するように統一しました。	2023/5/31
5	機能別連携仕様	全業務	アドレス・ベース・レジストリとの連携が追加になっているが、住所辞書にアドレス・ベース・レジストリを採用するということか。	システムにおける内部的な住所辞書については、どのような住所辞書を保持するかについて規定はありませんが、アドレス・ベース・レジストリの規定で出力していただく必要があります。 (参考) アドレス・ベース・レジストリ (デジタル庁) https://www.digital.go.jp/policies/base_registry_address/	2023/5/31
6	機能別連携仕様	全業務	標準仕様書に標準化対象外機能や独自施策との連携の規定があるが、連携要件には規定されていない。なぜか。	標準仕様書に標準化対象外機能や独自施策との連携の規定があるが、連携要件には規定されていない。なぜか。 標準仕様書に標準化対象外機能や独自施策との連携の規定があるが、連携要件には規定されていない。なぜか。	2023/5/31
7	機能別連携仕様	個人住民税	連携ID：010o008で、データ項目IDが重複しているのはなぜか。	「個人住民税所得情報」「個人住民税控除情報」「個人住民税課税標準情報」「個人住民税税額控除情報」については、基本データリストに記載のとおり、コード値による正規化を行っております。そのため、Output時のデータ項目IDは同一となります。	2023/5/31

#	分類	業務名	質問	回答	掲載日
8	基本データリスト	全業務	宛番号にデータ型Xが規定されているが、0埋めを行う必要があるか。行う必要がない場合、何故データ型9ではないのか。	0埋めを行う必要はありません。他方、過去データの中で0埋めを行っているデータもあると考えことから、どちらでも対応が可能ないようにデータ型Xを採用しております。	2023/5/31
9	基本データリスト	全業務	基本データリストのとおりシステムのデータベースを構築する必要があるか。	「地方公共団体情報システム データ要件・連携要件標準仕様書【第 2.0 版】」に記載のとおり、データ要件は入出力の規定です。標準準拠システムのデータベースの構造その他の実装方法については、標準準拠システムを提供する事業者の競争領域とし、必ずしも、データ要件の標準に定めるとおりとする必要はありません。	2023/5/31
10	基本データリスト	全業務	コード一覧のとおりシステム実装を行う必要があるか。	「地方公共団体情報システム データ要件・連携要件標準仕様書【第 2.0 版】」に記載のとおり、データ要件は入出力の規定です。移行時や連携時には基本データリストのコード一覧での入出力をお願いいたします。実装方法については、標準準拠システムを提供する事業者の競争領域とし、必ずしも、データ要件の標準に定めるとおりとする必要はありません。上記より、マッピングの対応でも差し支えありません。	2023/5/31
11	基本データリスト	全業務	市区町村コードは5桁で良いのではないか。都道府県コード（2桁）＋市区町村コード（3桁）で規定されており、6桁目（チェックデジットを含む）にする必要性がわからない。	GIF（政府相互運用性フレームワーク）及びアドレス・ベース・レジストリの規定を踏まえ、全国地方公共団体コード（6桁）を採用しております。	2023/5/31
12	基本データリスト	全業務	データ型Nについて、半角文字列との混合は許容されるか。	データ型Nは全角文字列の規定としており、半角文字列との混合は許容されません。	2023/5/31
13	基本データリスト	全業務	標準準拠システムの移行データ作成仕様は基本データリストを利用することでよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。基本データリストに規定するグループ単位で、データ移行のご対応をお願いいたします。	2023/5/31
14	基本データリスト	全業務	データ出力条件が条件付き必須の項目で、条件判断を行う項目のデータ出力条件が任意で、かつ出力を行わない場合、当該項目はどのような取り扱いとなるか。	参照項目が実装されない場合は、その項目をデータ出力条件として参照している項目のデータ出力条件は任意扱いとしてください。	2023/5/31
15	基本データリスト	全業務	履歴を管理できるグループについて、履歴番号の採番方法に関しては、統一的なルールがあるのか。	当該項目の項目説明欄に記載の方針で採番いただくことを想定しておりますが、データ出力時には、原則、主キー項目で一意となるよう採番し、データを出力いただければ問題ございません。	2023/5/31
16	基本データリスト	全業務	現在の制度では、既に廃止となっている項目やコード値が規定されているものもある。標準準拠システムで保持する必要はないのではないか。	システム切替によるデータ移行時に、過去のデータとして保持しているケースを想定して、規定しております。	2023/5/31
17	基本データリスト	全業務	標準仕様書上で【管理項目】の記載があるが、基本データリストに規定されていない項目が見受けられる。	「地方公共団体情報システム データ要件・連携要件標準仕様書【第 2.0 版】」に記載のとおり、システム制御やシステム運用に必要なデータ項目は、標準準拠システムのプログラムの構造に係るものであり、標準準拠システムを提供する事業者の競争領域に関わるものであると整理しております。そのため、【管理項目】に記載のある項目であってもデータ要件の標準の対象とみなしておりません。	2023/5/31
18	基本データリスト	地方税（共通）	地方税（共通）は、他税目のように独立した業務として定義されているか。	税務システム標準仕様書のFAQ「No.42」に記載のとおり、地方税（共通）単独でシステム構築を想定しているのではなく、各税目及び収滞納管理の共通的な要件としてご確認ください。	2023/5/31
19	基本データリスト	生活保護	生活保護システムの基本データリストが、市区町村向けのシステムであることを前提として「宛番号」を持つように記載されているが、都道府県向けのシステムの場合の市区町村コードと宛番号の管理が不明確である。「市区町村コード」「宛番号」のセット例として、都道府県向けシステムの場合の例を示してほしい。	市区町村コードは、進達元の市区町村コードを設定することを想定しております。都道府県においても都道府県独自で宛名管理を行うを行うことを想定していることから、宛番号については、都道府県で管理している宛番号を設定することを想定しております。	2023/5/31